

2 市町村民税非課税世帯への支援

■ 支援対象者

世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯で、以下の条件が必要となります。

- 地上デジタル放送がまだ視聴できない世帯
- NHKとの放送受信契約を行っている世帯

※NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯は、左面ページをご覧ください。

※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、NHKふれあいセンターに連絡して契約を結ぶ必要があります。

■ 支援内容

- 簡易なチューナー（現在お使いになっているアナログテレビで地デジ放送が視聴可能）を1台無償給付します。（配送します）

※チューナーは、ご自身で設置していただく必要があります。

※アンテナ工事などが必要な場合は、ご自身で行っていただく必要があります。

- チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。

■ 申込期限

平成23年7月24日（日）消印有効

※締切り直前になると、申し込みが集中するおそれがありますので、お早めにお申し込みください。

■ 申込書入手場所

- 役場1階住民課、福祉健康課、税務課
- 役場2階企画課
- 福祉健康センター

■ 提出先

- ① 申込書
- ② 世帯全員が記載された住民票の写し
- ③ 世帯全員分の市町村民税非課税証明書の3種類を添えて、
総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送付します。

※②③の発行手数料は、支援対象外です。

■ 問合先

- 総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-023724
- NHK ふれあいセンター ☎0570-077077

悪質商法にご注意ください！！

費用請求は一切ありません。万が一、疑わしい工事の勧誘や代金の請求を受けた場合は、警察署までご連絡ください。